

第48回児童福祉審議会子ども育成分科会

日 時：令和2年9月24日（木）9：30～11：55

場 所：はぐくみかん 5階 会議室4

出席委員（50音順、敬称略）：岩波啓之、久保山茂樹、玉川淳、檜山直春、宮田丈乃

欠席委員（50音順、敬称略）：小谷亜弓、児山秀一

事務局：（幼保児童施設課）小澤課長、八橋係長、横山主任、杉浦
（保育課）岸課長、深井係長、（逸見保育園）小嶋園長
（公共建築課）木村主任

傍聴者：なし

1 開 会 （事務局（幼保児童施設課））

- ・委員7名中過半数の出席により会の成立の報告
- ・配付資料の確認
- ・子ども育成分科会委員の紹介
- ・事務局職員の紹介

2 議 事

（1）会長の選出及び副会長の指名について

○事務局（幼保児童施設課）【席上配付資料「児童福祉審議会条例」】により説明

【事務局（幼保児童施設課）】

会長の選出についていかがか。

【A委員】

保健福祉の分野に造詣が深い、神奈川県立保健福祉大学の教授である玉川委員にお願いしたい。

【事務局（幼保児童施設課）】

賛同をいただきましたので、会長は玉川委員にお願いしたい。また、以後の会議運営をお願いしたい。

【会 長】

副会長は、条例により会長が指名することとされており、横須賀市保育会会長の宮田委員にお願いしたい。

委員の皆様の賛同をいただきましたので、副会長は宮田委員にお願いします。

☆これより、会長による進行

（2）児童福祉施設の設置認可について

①幼保連携型認定こども園の設置認可

（イ）事務局（幼保児童施設課）【資料2-1（(仮)認定こども園岩戸こども園）】により説明

〔補足事項〕現在、園舎を建替え中、この整備計画については、国の補助金を活用するため、

整備を開始する前の平成31年3月28日の「第42回子ども育成分科会」で整備補助金の対象として適正であることを審議し終了している。

【B委員】

子育て支援事業の「①子育て交流サロン」と「④子育てコンシェルジュ」は開園している日は毎日実施するのか。

【事務局（幼保児童施設課）】

毎日ではなく、月に何回や週に何回など、園が決めて実施する。

【A委員】

横須賀市内で、現在一番定員の多い幼保連携型認定こども園はどこか。同規模の園はあるのか。また、平均定員数はどのくらいか。

【事務局（幼保児童施設課）】

一番規模が大きい園は、長岡こども園の230人で、幼保連携型認定こども園うわまち幼稚園が215人と同規模である。幼保連携型認定こども園は、1号・2号・3号の設定があるため、概ね100人以上の定員になっている。

【A委員】

移行にあたり十分に検討していると思うが、定員数も多く、今まで受け入れていなかった年齢を受け入れることになるため保育の質の担保が心配である。

以前も言ったが、幼保連携型認定こども園に移行することが、ある意味、質の高い教育保育を行うことにつながると思うが、幼保連携型認定こども園に移行することだけが、質の確保ではない。幼稚園でも保育所でも質の高い教育・保育を実施している中で、岩戸幼稚園は信頼と実績を得て運営してきていると思うが、市内最大規模の幼保連携型認定こども園に移行することで質が落ちることがないように市で見守り指導していただきたい。

また、新たに常勤換算で10名の保育教諭を確保しなければならないこととなっているが、確保できるのか。

【事務局（幼保児童施設課）】

質の確保について、2号・3号で78人と1つの保育所の規模ぐらい増え、確かに心配ではあるが、事業者は自信を持って運営できるとの回答である。市としては注意深く見守りアドバイスを行っていく。

職員の確保については、平成30年の幼保連携型認定こども園に移行する協議の頃から準備をしているとのことなので必ず確保できると聞いている。

【C委員】

2号・3号を預かることになるが、特に3号の30人に関しては幼稚園からの移行のため初めて保育にあたることとなる。2号・3号の保育時間と職員体系を改めて確認したい。

【事務局（幼保児童施設課）】

協議中ではあるが、運営規程では、開園時間は7時から19時までで、標準時間は7時30分から18時30分の11時間となっている。

【C委員】

幼稚園部分は短時間だが、2号・3号の長時間保育も行う中で、主幹保育教諭が1人となっ

ている。1号の192人と2号・3号の78人を合わせて1人の主幹保育教諭がまとめていくのは大変な作業になると思われる。特に3号の子どもについては養護と教育の一体化を進めていく中では大変な体制が必要になると思われるため、主幹保育教諭が1人で準備や対応ができるのか。この人数を主幹保育教諭が1人で把握し指導できるのか。1人ではいけないという訳ではないが、乳児保育は食事や睡眠時の対応が大変になるので心配である。

【A委員】

幼稚園から移行するので2号・3号を預かるのは初めてとなるが、そこをしっかりとフォローできるのか、また、質や安全が確保されるのか心配である。

【D委員】

他都市の大きな規模のこども園では、職員を1号と2号と3号で分けている。また、2号・3号に主幹保育教諭や副園長級が指導する体制を採用している。特に3号の指導体制についてはかなり重要だと考えられるため、今まで出た意見の通りだと思う。

【C委員】

初めて集団生活を送るにあたり、個別の対応が愛着関係を築く一番大事な一歩となる。そのためには指導者をつけてほしい。

【事務局（幼保児童施設課）】

ここまで大きな規模で幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行するのは初めてであり、心配されている委員の意見を園に伝え、協議を行っていく。

【会 長】

どのような職員体制になるか確認し委員からの意見を伝えるようお願いしたい。
他に意見はないため、事務局案のとおりとする。

(ロ) 事務局（幼保児童施設課）【資料2-2（(仮)佐野こども園）】により説明

【会 長】

意見はないため、事務局案のとおりとする。

次は、(仮)長井婦人会こども園に関する議事であり、副会長は直接の関係者のため、審議中は退席してもらおう。副会長退席

(ハ) 事務局（幼保児童施設課）【資料2-3（(仮)長井婦人会こども園）】により説明

〔補足事項〕令和元年度に園舎を建替える際、国の補助金を活用するため、整備を開始する前の平成30年3月22日の「第36回子ども育成分科会」で、整備補助金の対象として適正かの審議を行い、令和元年9月19日「第45回子ども育成分科会」で、利用定員の増加について審議済みである。来年度は現定員で運営し、今よりも職員を増やすことができた際には、2号定員を増やすとの意向である。

【B委員】

子育て支援事業は2事業以上となっているが、本園は3事業計画されている。実際に実施するのは、計画している3事業とも実施しないといけないのか。または、記載されている3事

業のうち2事業を実施していればよいのか。

【事務局（幼保児童施設課）】

2事業以上となっているため2事業を実施していればよいのだが、「①子育て支援、相談事業」と「④関係機関との連絡、調整事業」は連動しており、④が必須のため①だけをやめることにはならない。他の園の実施調書に①の記載がなかったが、①を実施しないと④はできないため、①は実施する前提として記載していない。

【B委員】

では、「③一時預かり事業」をやめてもかまわないのか。

【事務局（幼保児童施設課）】

「③一時預かり事業」は、市に届出をする事業であり、利用者のことを考えると本事業を始めた以上、すぐにやめることがないようお願いすることになる。

【会 長】

他に意見はないため、事務局案のとおりとする。

副会長に着席いただいたので、審議を再開する。

(二) 事務局（幼保児童施設課）【資料2-4（(仮)和順こども園及び和順こども園分園）】により説明

〔補足事項〕令和元年度に分園を新設した際、国の補助金を活用するため、整備開始前の平成31年3月28日「第42回子ども育成分科会」で分園整備補助金の対象として適正かの審議を行い、令和元年9月19日「第45回子ども育成分科会」で利用定員の増加を審議した。

【D委員】

施設の概要の「施設の設置に至った動機・施設設置にあたっての抱負等」は、審議にあたり、どの程度重視したらよいのか。

【事務局（幼保児童施設課）】

園の気持ちが参考に記載されている。

【D委員】

記載されている内容に正しくない記述があるのではないか。園の心構えや基本的知識が心配であるが参考程度であればかまわない。

【C委員】

本園は、しっかりとした運営を行っており丁寧な保育を行う園である。記載の内容は表現の仕方であると思う。

【A委員】

確認だが、屋上園庭の要件として、その階にトイレがなくてもよいということか。

【事務局（幼保児童施設課）】

当初は屋上園庭にトイレが必須であったが、平成29年ぐらいに国の取扱いが改正され「園児の利用しやすい場所にトイレがあればよい」となった。また、この案件については、直接、国に3階のトイレでよいことを確認もしている。

【A委員】

他の案件もそうだが、新たに一時預かり事業を実施することになっているが、市からの指導によるものなのか。

【事務局（幼保児童施設課）】

特に市から依頼はしていないが、やっていただけるのはありがたい。

【A委員】

一時預かり事業を実施する前提ではないということによいか。

【事務局（幼保児童施設課）】

その通りである。

【会 長】

意見はないため、事務局案のとおりとする。

②保育所の設置認可

○事務局（幼保児童施設課）【資料2-5（(仮)ベネッセ逸見保育園）】により説明

〔資料訂正〕36頁、NO.11「職員」欄の「保育教諭」は「保育士」が正しいので修正をお願いしたい。

【B委員】

職員は全て入れ替わるのか。

【事務局（幼保児童施設課）】

その通りである。

【B委員】

大きな会社であるが、設置者との協議等は十分にできているのか。

【事務局（保育課）】

本設置者は、既に市立田浦保育園の運営を行っており、当課の係長が月に1回訪問し確認作業等を行っている。逸見保育園については、来年度の移行に向かい、新しく施設長になる方と主任保育士になる方が、毎月、逸見保育園に来園し、実際に地域とのかかわり方や保育について引継ぎを行っている。来年1月からは実際に働く保育士が勤務し、共同で保育を行うよう準備を進めている。

【D委員】

職員は市立保育園に配置替えとなっているが、市立保育園にそのまま配置替えでは勿体無いと感じる。市内の私立保育園も保育の質が高い園はたくさんあるが、市立保育園のこれまでの保育を周辺機関に伝えていく、障がいを含め様々な保育の経験がある先生方だと思われるため、保育士は保育に関連する部署へ配置替えしてもらい、可能であれば私立保育園も含め周辺の保育園に支援できる人材を育成し活かしてもらいたい。

【事務局（保育課）】

現在の状況としては園長を含め12名の保育士は、他の市立保育園で保育士として来年度以降勤務してもらう。実は、来年で定年退職になる職員が何名かおり、更に、欠員で正規職員が埋められていない園があるため、逸見保育園の正規職員を充てることを一つの案として考えている。D委員が話されたように、人材としては今まで培った経験を活かした形で保育士と

して勤務していくよう考えている。

【A委員】

定員が20人も減るのはもったいないと思うが、どのような理由か。

【事務局（保育課）】

現在90人の利用定員であるが、実際の入園児は77人である。設置者とは定員は70人としているが20%の定員緩和措置を使い令和3年以降も受け入れる約束になっているため、今いる児童はそのまま受け入れてもらえる。

公募時に、定員90人をそのまま維持することは条件としていなかったため、設置者は70人としたが、地域と係りがある歴史のある園であり子ども達が引き続き入園できるよう、また、地域の方の要望にも応えられるよう進めていきたい。

【A委員】

再確認だが、結果として90人近い定員が維持できるということによいか。なぜ70人なのか、初めから90人では不安だからなどの理由からか。70人になったのはどうしてか。

【事務局（保育課）】

今回の公募の条件として、90人の定員を維持するとの条件は設けなかった。設置者は募集要項を見て実際の90人の利用定員に対し80人を下回っている現状から、70人の定員としたようである。

【A委員】

現在、公設公営と公設民営の保育所があり、逸見保育園は民設民営となり、今後、こども園に移行する市立保育園もある。運営方法により費用等メリット・デメリットがあると思うが、中長期的に検証しながら、あるべき姿に進めていただきたい。

【事務局（保育課）】

再編実施計画を今年の3月に策定し、様々な運営形態で実施していく中で、どういう所を目指していけばよいか、委員からいただいた意見を踏まえ検討したい。

【会 長】

他の意見はないため、事務局案のとおりとする。

(3) 児童福祉施設の定員変更について

(イ) 事務局（幼保児童施設課）【資料3-1（はなまる保育園）】により説明

〔資料訂正〕42頁、NO.10「職員」欄の「主幹保育教諭及び保育教諭」は「保育士」が正しいので修正をお願いしたい。

〔補足事項〕施設は現在園舎を移転建替え中で内装工事費について、国の補助金を活用するため、整備開始前の令和2年3月26日の「第47回子ども育成分科会」で補助金の対象として適正であることを審議し終了している。

【B委員】

資産の状況についての記載があるが、経営の安定性を担保することを目的として載っていると捉えてよいか。園の規模にもよるが、他の園と比べ総資産額約1,600万円は妥当なのか。前回の整備計画の際は1,900万円であり、減っているがいかかがか。

【事務局（幼保児童施設課）】

資産の状況は、施設の規模を示している。本園は、園舎移転建替え中であるが、(有)ニューオデオンが自己資金で建築した建物を、はなまる保育園の設置者である(株)ユニオンが賃借し運営するため、設置者に問題はない。300万円下がったことについては、市としても気になり確認したところ、人件費等で減ったが今後定員を増やすことで収入が増えるとの回答であった。

【会 長】

他の意見はないため、事務局案のとおりとする。

(ロ) 事務局（幼保児童施設課）【資料3-2（しらかばこども園）】により説明

〔補足事項〕本事業者は、平成27年度から始まった子ども子育て新制度の開始当初より認定こども園に移行したのだが、当該年度中に定員を超える園児を入園させてしまったため、既存の保育室だけでは足りなくなり、適正化計画を作成し受入れ児童数を年々減らしていくこととなった。

【会 長】

意見はないため、事務局案のとおりとする。

3 報告事項 （会長による議事進行）

(1) 公立保育園の整備事業について

○事務局（保育課）【資料4（鴨居保育園）】により説明

(2) (仮) 中央こども園の設置及び併設事業に係るパブリック・コメント手続について

○事務局（保育課）【資料5（(仮)中央こども園）】により説明

4 その他 （会長による議事進行）

・特になし。

5 閉 会 （事務局（幼保児童施設課））

- ・次回、第49回は令和2年12月24日木曜日の9時30分から12時に開催し、議事は「令和3年度の特定教育・保育施設等の利用定員について」等の予定。
- ・第50回は、令和3年3月25日木曜日の9時30分から12時開催予定。

以 上